

【母子保健課関係】

母子保健衛生費国庫補助金交付要綱 基準額 新旧対照表 (案)

新					旧				
別表					別表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
母子保健衛生費国庫補助金	子どもの心の診療ネットワーク事業	1 都道府県(指定都市)当たり 1,375,000円×実施月数	子どもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1	母子保健衛生費国庫補助金	子どもの心の診療ネットワーク事業	1 都道府県(指定都市)当たり 16,400,000円 ※事業期間が1年に満たない場合は、 16,400,000円×事業月数/12とする。	子どもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	生涯を通じた女性の健康支援事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) 148,900円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専門の相談員を配置する場合は 71,300円×実施月数を加算、 (削除) 夜間・休日対応をする場合は 49,900円×実施月数を加算。 ただし、妊娠に悩む者に対する専門の相談員を配置し、開設時間が通40時間を超える時間は、当該40時間を超える時間を14時間で除した数(小数点以下四捨五入)を実施月数に乗算することができる。	生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費)、食糧費、印刷製本費、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、及び賃借料、備品購入費	2分の1		生涯を通じた女性の健康支援事業	次により算出された額の合計額 1 健康教育事業 45,800円×実施月数 2 女性健康支援センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) 160,900円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専門の相談員を配置する場合は 69,200円×実施月数を加算、 着信短縮ダイヤル(#ダイヤル)を設置する場合は 16,000円×実施月数を加算。	2分の1	
		3 不妊専門相談センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合は 60,600円×実施月数を加算、 夜間・休日対応をする場合は 49,900円×実施月数を加算。					3 不妊専門相談センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数 ただし、不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合は 60,600円×実施月数を加算、 夜間・休日対応をする場合は 48,400円×実施月数を加算。		
		4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,489,000円					4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり1,489,000円		

新		旧	
<p>10万人以上30万人未満 2,023,300</p> <p>30万人以上70万人未満 2,648,900</p> <p>70万人以上150万人未満 4,258,300</p> <p>150万人以上 5,866,400</p>	<p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。 ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 1 市町村当たり 3,240,000円 ・産後ケア事業の実施場所の修繕 1 市町村当たり 7,560,000円</p> <p>4 子育て世代包括支援センター開設準備事業 1 市町村当たり 3,343,500円</p> <p>○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1 都道府県当たり 1,380,700円</p>	<p>産婦健康診査事業に必要委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費</p> <p>5,000円×実施回数 (対象者1人につき2回を限度とする。)</p> <p>1 都道府県当たり 2,065,000円</p>	<p>2分の1</p>
<p>産婦健康診査事業</p> <p>新生児聴覚検査体制整備事業</p>	<p>産婦健康診査事業に必要委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費</p> <p>新生児聴覚検査体制整備事業</p>	<p>産婦健康診査事業に必要委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費</p> <p>新生児聴覚検査体制整備事業</p>	<p>2分の1</p>
<p>被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>1 相談支援等事業 832,900円×実施月数</p> <p>2 保健師等に対する研修の実施 (熊本県) 1,958,800円 (熊本県) 489,720円</p>	<p>被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業</p> <p>1 相談支援等事業 9,994,800円×実施月数/12とする。</p> <p>2 保健師等に対する研修の実施 (熊本県) 4,897,200円 (熊本県) 489,720円</p>	<p>被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>定額(10/10)</p>

(別紙) 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

別紙	新	旧
<p>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 女性健康支援センター事業</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>エ 実施日時、場所等</p> <p>本事業は、保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施するものとする。</p> <p>また、全国同一の着信短縮ダイヤル(＃ダイヤル)からの電話相談に対応できる体制を整えるよう努めること。</p> <p>なお、相談指導及び学習会の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯において実施する等、対象者の利便性を考慮すること。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 広報活動等</p> <p>① 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。</p> <p>また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇している一方で、高齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まることにも、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることや、不妊治療をしても妊娠に至らない場合があることから、こうした知識について正確な情報の提供、普及啓発を行うこと。</p>	<p>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 女性健康支援センター事業</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>エ 実施日時、場所等</p> <p>本事業は、保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施するものとする。</p> <p>なお、相談指導及び学習会の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯において実施する等、対象者の利便性を考慮すること。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 広報活動等</p> <p>① 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。</p> <p>また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇している一方で、高齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まることにも、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることや、不妊治療をしても妊娠に至らない場合があることから、こうした知識について正確な情報の提供、普及啓発を行うこと。</p>	<p>母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 女性健康支援センター事業</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>エ 実施日時、場所等</p> <p>本事業は、保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施するものとする。</p> <p>また、全国同一の着信短縮ダイヤル(＃ダイヤル)からの電話相談に対応できる体制を整えるよう努めること。</p> <p>なお、相談指導及び学習会の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯において実施する等、対象者の利便性を考慮すること。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 不妊に悩む方への特定治療支援事業</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 広報活動等</p> <p>① 不妊治療に携わる保健医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。</p> <p>また、近年の結婚年齢の上昇等に伴い、特定不妊治療を受ける者の年齢も上昇している一方で、高齢での妊娠・出産は、様々なリスクが高まることにも、出産に至る確率も低くなることが医学的に明らかになっており、不妊治療を受けている者であっても、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持っていない場合があることや、不妊治療をしても妊娠に至らない場合があることから、こうした知識について正確な情報の提供、普及啓発を行うこと。</p>

新	旧
<p>さらに普及啓発に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこと。</p> <p>② 助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。</p> <p>③ 不妊に悩む方への支援は、経済的負担軽減とともに、不妊に関する相談指導や情報提供等を併せて行うことが望ましいため、本事業の実施に当たっては、2に規定する「生涯を通じた女性の健康支援事業」の(3)③の「不妊専門相談センター」を設置し、当該センター及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(1) 事業目的 聴覚障害は早期に見えられ適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育を図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容 都道府県は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部(①は必須)又は全部を実施するものとする。</p> <p>① 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関(団体)等による協議会の設置・開催</p> <p>② 医療機関従事者等に対する研修会の実施</p> <p>③ 新生児聴覚検査のパネルレットの作成等による普及啓発</p> <p>④ 都道府県内における新生児聴覚検査実施のための手引書の作成</p> <p>⑤ その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項</p> <p>(4) 留意事項 都道府県は管内市町村における新生児聴覚検査実施状況(公費負担の実施、検査の受診者数・未受診者・受診率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等)や医療機関における検査の実施状況等を把握した上で、本事業を実施すること。なお、協議会の設置については、名称や設置形態を問わず、既存の協議会等において協議等を行うものでも差支えない。</p> <p>7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>さらに普及啓発に当たっては、不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や妊娠・出産等を考えている者を含む一般の者にも普及啓発を図るなど、広く広報等を行うこと。</p> <p>② 助成を受けようとする夫婦が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。</p> <p>③ 本事業の実施に当たっては、2に規定する「生涯を通じた女性の健康支援事業」の(3)③の「不妊専門相談センター」等の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 新生児聴覚検査体制整備事業</p> <p>(1) 事業目的 聴覚障害は早期に見えられ適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育を図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容 都道府県は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関(団体)等による協議会の設置</p> <p>② 医療機関従事者等に対する研修会の実施</p> <p>③ 新生児聴覚検査のパネルレットの作成等による普及啓発</p> <p>④ 都道府県内における新生児聴覚検査実施のための手引書の作成</p> <p>⑤ その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項</p> <p>(4) 留意事項 都道府県は管内市町村における新生児聴覚検査実施状況(受診者数、受診率等)を把握した上で、本事業を実施すること。</p> <p>7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p>

新	旧
<p>別添5 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における 設備・人員等の指定要件に関する指針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. その他の要件 実施医療機関は、次の項目を満たすことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては、妊娠から出産に至る全ての経過の把握および公益社団法人日本産科婦人科学会に対する報告を行っていること。 ○ 自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとること。 ○ 本事業の実績・成果の把握のための調査に協力する医療機関であること。 ○ 公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）の登録に協力すること。 ○ 医療安全管理体制が確保されていること。 1 医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。 2 医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握すること。 3 医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。 4 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。 5 自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保存管理及び記録を行うこと。 6 体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築すること。なお、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・いわゆる胚培養士・エンブリオロジストのいずれかか職種の職員2名以上で行うこと（医師については、実施責任者と同一人でも可）。 <p>次の項目については、満たすことが望ましい。 (略)</p> <p>注1～注3 (略)</p>	<p>別添5 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における 設備・人員等の指定要件に関する指針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. その他の要件 実施医療機関は、次の項目を満たすことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては、妊娠から出産に至る全ての経過の把握および公益社団法人日本産科婦人科学会に対する報告を行っていること。 ○ 自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとること。 ○ 本事業の実績・成果の把握のための調査に協力する医療機関であること。 ○ 公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）の登録に協力すること。 ○ 医療安全管理体制が確保されていること。 1 医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。 2 医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握すること。 3 医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。 4 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。 5 体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築すること。なお、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・いわゆる胚培養士・エンブリオロジストのいずれかか職種の職員2名以上で行うこと（医師については、実施責任者と同一人でも可）。 <p>次の項目については、満たすことが望ましい。 (略)</p> <p>注1～注3 (略)</p>

別紙 未熟児養育医療費国庫負担金交付要綱 新旧対照表 (案)

新

1～別紙様式第3-4 (略)

様式1-1 国庫負担金所要額総括表

Table with 4 columns: 区分 (Category), 種 (Type), 国庫負担基本額 (National Treasury Basic Amount), 備考 (Remarks). Rows include medical fees, education fees, and other expenses.

(注)・国庫負担基本額欄には、様式2-1の各表の国庫負担基本額を記載すること。

様式2-1 国庫負担金所要額調

Table with 8 columns: 種 (Type), 対象経費の支出等総額 (Total eligible expenses), 寄付金その他の収入額 (Income from donations, etc.), 差引額 (Net amount), 基準額 (Standard amount), 国庫負担基本額 (National Treasury basic amount), 差引額 (Net amount), 備考 (Remarks).

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内部の合計を記載すること。

別表1 養育医療費所要額明細表

Table with 4 columns: 区分 (Category), 対象経費の支出等総額 (Total eligible expenses), 費用総額 (Total cost), 差引額 (Net amount), 備考 (Remarks).

別表2 療育の給付費所要額明細表

Table with 4 columns: 区分 (Category), 対象経費の支出等総額 (Total eligible expenses), 費用総額 (Total cost), 差引額 (Net amount), 備考 (Remarks).

別表3 結核児療育用品費等所要額明細表

Table with 4 columns: 区分 (Category), 対象経費の支出等総額 (Total eligible expenses), 費用総額 (Total cost), 差引額 (Net amount), 備考 (Remarks).

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内部の合計を記載すること。

1～別紙様式第3-4 (略)

様式1-1 国庫負担金所要額総括表

Table with 4 columns: 区分 (Category), 種 (Type), 国庫負担基本額 (National Treasury Basic Amount), 備考 (Remarks). Rows include medical fees, education fees, and other expenses.

(注)・国庫負担基本額欄には、様式2-1の各表の国庫負担基本額を記載すること。

・旧国庫負担基本額欄及び旧国庫負担金所要額(未熟児療育費)には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われなかったものを記載すること。

様式2-1 国庫負担金所要額調

Table with 8 columns: 種 (Type), 対象経費の支出等総額 (Total eligible expenses), 寄付金その他の収入額 (Income from donations, etc.), 差引額 (Net amount), 基準額 (Standard amount), 国庫負担基本額 (National Treasury basic amount), 差引額 (Net amount), 備考 (Remarks).

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内部の合計を記載すること。

・旧国庫負担基本額欄及び旧国庫負担金所要額(未熟児療育費)には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われなかったものを記載すること。

別表1 養育医療費所要額明細表

Table with 4 columns: 区分 (Category), 対象経費の支出等総額 (Total eligible expenses), 費用総額 (Total cost), 差引額 (Net amount), 備考 (Remarks).

別表2 療育の給付費所要額明細表

Table with 4 columns: 区分 (Category), 対象経費の支出等総額 (Total eligible expenses), 費用総額 (Total cost), 差引額 (Net amount), 備考 (Remarks).

別表3 結核児療育用品費等所要額明細表

Table with 4 columns: 区分 (Category), 対象経費の支出等総額 (Total eligible expenses), 費用総額 (Total cost), 差引額 (Net amount), 備考 (Remarks).

(注)・都道府県は、養育医療費の各欄に市町村内部の合計を記載すること。

・旧国庫負担基本額欄及び旧国庫負担金所要額(未熟児療育費)には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われなかったものを記載すること。

様式3 (略)
様式1-2 (略)
様式2-2 (略)
別表1 (略)
別表2 (略)

様式4-1 国庫負担金精算額総括表

都道府県 (保健所設置市・特別区) 名			
区分	種目	国庫負担基本額	備考
養育医療費 療養等国庫負担金	養育医療費	円	
	療養等国庫負担金		
福祉児童日用品費等 品費等負担金	小計	0	
	福祉児童日用品費等 品費等負担金	0	
合計		0	

(注) 要国庫負担額欄には、様式5-1及び様式6の各表の要国庫負担額を記載すること。

様式5-1 国庫負担金精算額調

都道府県 (保健所設置市・特別区) 名								
種目	対象経費の 実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	選定額(③と ④のいずれか の額) ⑤	国庫負担基本 額(⑤-⑥) ⑦	要国庫負担 額(⑦×1/2) ⑧	備考
養育医療費	円	円	円	円	円	円	円	
療育の給付費								
福祉児童日用品費等								
養育医療費								
合計								

様式3 (略)
様式1-2 (略)
様式2-2 (略)
別表1 (略)
別表2 (略)

様式4-1 国庫負担金精算額総括表

都道府県 (保健所設置市・特別区) 名				
区分	要国庫負担 額①	交付決定額 ②	国庫負担金実 不足額(Δ) (③-①)④	備考
養育医療費 療養等国庫負担金	要国庫負担額	円	円	
	交付決定額			
福祉児童日用品費等 品費等負担金	小計			
	福祉児童日用品費等 品費等負担金			
合計				

(注) 1. 要国庫負担額欄には、様式5-1及び様式6の各表の要国庫負担額を記載すること。
2. 実負担額等(要国庫負担金(旧養育医療費のみ)及び福祉児童日用品費等負担金(旧未熟児移送費のみ))には、平成25年3月末日までに
医療の給付が行われなかったものを記載すること。

様式5-1 国庫負担金精算額調

都道府県 (保健所設置市・特別区) 名									
種目	対象経費の 実支出額 ①	寄付金 その他の 収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	選定額(③と ④のいずれか の額) ⑤	交付要綱5及 び6に定める 徴収標準額 ⑥	要国庫負担基本 額(⑤-⑥) ⑦	要国庫負担 額(⑦×1/2) ⑧	備考
養育医療費	円	円	円	円	円	円	円	円	
療育の給付費									
福祉児童日用品費等									
養育医療費									
合計									

1. 旧要国庫負担額には、平成25年3月末日までに医療の給付が行われなかったものを記載すること。

別表1 養育医療費精算額明細表

都道府県 (保健所設置市・特別区) 名				
区分	対象経費の 実支出額 ①	基準額		備考
		費用総額 ②	差引額 (②-①)③	
医療費	円	円	円	
看護料				
合計				

(注) 都道府県は、各欄に市町村内部の合計を記載すること。

別表1 養育医療費精算額明細表

都道府県 (保健所設置市・特別区) 名				
区分	対象経費の 実支出額 ①	基準額		備考
		費用総額 ②	差引額 (②-①)③	
医療費	円	円	円	
看護料				
合計				

(注) 都道府県は、各欄に市町村内部の合計を記載すること。

新

別表2 養育医療費事業等実施状況

Table with 13 columns: 期別区分 (A-D7), 養育医療費事業等実施状況 (D8-D14), 合計 (D14), 養育医療費事業等実施状況 (D15-D17).

Table with 13 columns: 期別区分 (D8-D14), 合計 (D14), 養育医療費事業等実施状況 (D15-D17).

- (注) 1 養育医療費事業等実施状況のD15に記入する「養育医療費事業等実施状況」によるもの。
2 養育医療費事業等実施状況のD15に記入する「養育医療費事業等実施状況」によるもの。
3 加算基準額超過日数(日)は、加算基準額超過日数(日)を記載すること。
4 都道府県は、各欄に市町村内部の合計を記載すること。

3 出生時の体重の状況

Table with 13 columns: 区分 (D8-D14), 出生時の体重 (D15-D17), 合計 (D14), 計 (D15-D17).

- (注) 1 出生時の体重の状況は、出生時について厚生労働大臣が指定するものを各欄の管内の数について記載すること。
2 都道府県は、各欄に市町村内部の合計を記載すること。

別表3 療育の給付費精算額明細表

Table with 13 columns: 区分 (D8-D14), 療育の給付費精算額明細表 (D15-D17), 合計 (D14), 計 (D15-D17).

別表4 結核児童日用品費等精算額明細表

Table with 13 columns: 区分 (D8-D14), 結核児童日用品費等精算額明細表 (D15-D17), 合計 (D14), 計 (D15-D17).

- 様式6 (略)
様式4-2 (略)
様式5-2 (略)
別表1 (略)
別表2 (略)
別表3 (略)

旧

別表2 養育医療費事業等実施状況

Table with 13 columns: 期別区分 (A-D7), 養育医療費事業等実施状況 (D8-D14), 合計 (D14), 養育医療費事業等実施状況 (D15-D17).

Table with 13 columns: 期別区分 (D8-D14), 合計 (D14), 養育医療費事業等実施状況 (D15-D17).

- (注) 1 養育医療費事業等実施状況のD15に記入する「養育医療費事業等実施状況」によるもの。
2 養育医療費事業等実施状況のD15に記入する「養育医療費事業等実施状況」によるもの。
3 加算基準額超過日数(日)は、加算基準額超過日数(日)を記載すること。
4 都道府県は、各欄に市町村内部の合計を記載すること。

3 出生時の体重の状況

Table with 13 columns: 区分 (D8-D14), 出生時の体重 (D15-D17), 合計 (D14), 計 (D15-D17).

- (注) 1 出生時の体重の状況は、出生時について厚生労働大臣が指定するものを各欄の管内の数について記載すること。
2 都道府県は、各欄に市町村内部の合計を記載すること。

別表3 療育の給付費精算額明細表

Table with 13 columns: 区分 (D8-D14), 療育の給付費精算額明細表 (D15-D17), 合計 (D14), 計 (D15-D17).

別表4 結核児童日用品費等精算額明細表

Table with 13 columns: 区分 (D8-D14), 結核児童日用品費等精算額明細表 (D15-D17), 合計 (D14), 計 (D15-D17).

- 様式6 (略)
様式4-2 (略)
様式5-2 (略)
別表1 (略)
別表2 (略)
別表3 (略)